

新座市地域防災計画（素案）に対する意見募集の結果及び提出された意見に対する本市の考え方

整理番号	該当項目	頁（素案）	提出された意見の概要	方針	（意見を採用した場合）新座市地域防災計画（素案）の修正内容 （意見が不採用の場合）提出された意見に対する実施機関の考え方	意見提出者
1	全般		素案に記載のある「エリアメール」はNTTドコモ社の商標であり、au、ソフトバンクほかの通信事業者では「緊急速報メール」という名称を利用しているため、エリアメール／緊急速報メールと併記することが適当である。	○	御指摘のとおり、修正します。	市民
2	全般		災害廃棄物処理に係る部分の記載で「一時集積場所」「一時集積場」及び「仮置き場」と表現が混在しているため、「仮置場」に表現を統一するべき。	○	御指摘のとおり、修正します。	庁内
3	第1編 総則 第2章 第1節 第2	10	防災会議委員の9号委員に町内会代表を入れるべき。	○	今後、町内会連合会長及び防災組織連絡協議会会長を委員とする方向で関係団体と協議してまいります。	新座市議会議員
4	第1編 総則 第2章 第2節 第9	16	その他協力機関に獣医師会も入れるべき。	○	御指摘のとおり、修正します。	新座市議会議員
5	第2編 震災対策計画 第2章 第1節 第2	25	荒川水系黒目川の管理延長を最新の値に更新すべき。	○	御指摘のとおり、修正します。	防災会議委員
6	第2編 震災対策計画 第2章 第1節 第3	36	防災拠点について、ライフライン関係事業者の活動拠点を設定し、記載すべき。	×	全市域が対象となり得ること、必要面積が不明瞭であることから、御意見として承ることに留めさせていただきます。	防災会議委員
7	第2編 震災対策計画 第2章 第1節 第3	38	指定緊急避難場所や指定避難所の整備について、災害時電力の供給を維持・継続するため、停電時対応型空調システム等による整備を行うべき。	×	御意見として承ります。整備するには膨大な費用がかかるのが実情であり、こちらについては今後の課題ということで、今回の計画では見送りとしております。なお、避難スペースにおける冷暖房設備の設置に努めるという記載となっております。	防災会議委員
8	第2編 震災対策計画 第2章 第1節 第3	39	「①福祉避難所」では「専門性の高いサービスを必要とする」、「②地域における福祉避難スペース」では「災害時に一般避難者との共同生活が困難と思われる要配慮者を収容」とあるが対象となる避難者の具体例を示していただきたい。	○	御指摘を踏まえ、記載方法を修正します。なお、避難所に設置している新座市避難所運営マニュアルにおいても追記してまいります。	市民
9	第2編 震災対策計画 第2章 第1節 第3	41	指定避難所のうち、市民総合体育館の収容面積及び収容可能人口並びに市全体の値を修正すべき。	○	御指摘のとおり修正します。	庁内
10	第2編 震災対策計画 第2章 第2節 第5	79	「医療救護所は、被災地に近接する避難所に設置する」とあるが、予め具体的な設置場所と内容を整備し掲示、周知して頂きたい。	○	御指摘を踏まえ、医療救護所の設置箇所及び医療救護所での医療活動について具体的に記載します。	市民
11	第2編 震災対策計画 第2章 第2節 第5	79	医療救護班編成については、協定にのっとった最新の記載とすべき。	○	御指摘を踏まえ、協定内容にのっとった記載とします。編成可能数については、今後、関係機関と協議してまいります。	庁内
12	第2編 震災対策計画 第2章 第2節 第6	87	避難所運営体制の整備の中で、避難者名簿及び被災者台帳の作成・罹災証明書の発行だけでなく、広く被災者支援システムの活用を記述すべき。	○	その他の活用方法として物資管理がありますが、県への要請は別システムを使用する必要があること、また、関連する協定締結事業者と共有できないことから、活用方法は現行のとおりとします。ただし、更なる活用を推進するため、第2編の162ページ、233ページ及び275ページに、機器及びネットワークの事前整備について、追記します。	新座市議会議員
13	第2編 震災対策計画 第2章 第3節	98	集合住宅における防災対策の周知を行うべき。	×	全般的な実施事項を掲載する本計画においては、詳細な記載は見送ることとし、御意見として承ることに留めさせていただきます。なお、集合住宅における防災対策の周知については、啓発冊子等で対応しております。	新座市議会議員
14	第2章 震災対策計画 第2章 第3節 第3	112	避難行動要支援者の範囲にかかる要件の内容について、第4回定例会厚生常任委員会の部長報告の内容との整合性をはかるべき。	○	御指摘のとおり、修正します。	新座市議会議員
15	第2章 震災対策計画 第2章 第3節 第3	113	避難行動要支援者名簿の適正管理において、手上げ方式ではなく、拒否する人以外の名簿を作ったほうがより多くの市民の情報共有ができるのではないかと。	×	個人情報の保護を慎重に行うべきとの観点から、御意見として承ることに留めさせていただきます。	新座市議会議員
16	第2章 震災対策計画 第2章 第3節 第3	117	外国人に対し、コミュニケーションツールでの支援項目を設けるべき。	×	全般的な実施事項を掲載する本計画においては、詳細な記載は見送ることとし、御意見として承ることに留めさせていただきます。なお、避難所にはコミュニケーションボードを設置しております。	新座市議会議員
17	第2編 震災対策計画 第3章 第4節 第5	199	生活必需品の調達については、業者からの提供品の中に液体ミルクをいれておくべき。提供品については、ある程度の想定をして業者と連携すべき。	×	全般的な実施事項を掲載する本計画においては、詳細な記載は見送ることとし、御意見として承ることに留めさせていただきます。	新座市議会議員
18	第2編 震災対策計画 第3章 第4節 第14	228	市議会議員委員は市議会議員の間違ひではないかと。	○	御指摘のとおり、修正します。	新座市議会議員
19	第2編 震災対策計画 第3章 第5節 第6	243	「農業対策」についての部分で、農地という語句が出てくるが、農地についての応急対策の記載がない。農地対策についても何らかの記述をするか、取るべき応急対策がないのであれば農地の記述を削除するべき。	○	御指摘を踏まえ、農地の記述を削除します。	防災会議委員
20	第3編 風水害対策計画 第2章 第1節 第1	12	朝霞県土整備事務所管内河川一覧（本市関連）につき、黒目川の管理延長が実際の数値（右岸・左岸とも10,670m）と異なる。	○	御指摘のとおり、修正します。	防災会議委員
21	第3編 風水害対策計画 第2章 第3節 第4	42	大規模工場等の該当施設について、大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内の企業等は入らないのか。	×	本計画修正時では、水防法第15条第1項第四号八における国土交通省令で定める基準に該当する施設がないため、記載する考えはありませんが、今後、該当する施設が設置された場合、設置者等の意向等を踏まえる中で対応してまいります。	新座市議会議員
22	第3章 風水害対策計画 第3章	47・87・88	柳瀬川流域の避難勧告等の発令基準に、荒川治水橋水位観測所及び新河岸川宮戸橋水位観測所の基準水位を追加すべき。	○	御指摘のとおり、修正します。なお、いずれかの基準を満たした場合に発令するものであることから、より厳しい基準となるものです。	防災会議委員
23	第3章 風水害対策計画 第3章 第2節	72・78	危機管理型水位計を活用した水位情報の提供も行うべき。	×	全般的な実施事項を掲載する本計画においては、詳細な記載は見送ることとし、御意見として承ることに留めさせていただきます。	新座市議会議員
24	資料編	23	協定事業者一覧の「FVジャパン株式会社」について、災害時、市が契約している自動販売機内の飲料の供給に関する協定であったが、契約期間が終了したため、削除すべき。	○	御指摘のとおり、修正します。	庁内
25	資料編	34	地区防災計画一覧に、西堀町内会を追加すべき。	○	御指摘のとおり、修正します。	庁内
26	資料編		危機管理部局以外にも、非常時に備えた備品等を管理しているため掲載すべき。	○	御指摘のとおり、修正します。	庁内

「方針」の欄における○は採用、×は不採用を示す。